

岬町告示第 5 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約（平成 2 8 年岬町告示第 2 4 号）を一部変更したので、同条第 3 項の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

岬 町 長 田代 堯

岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託すること
に関する規約の一部を変更する規約

岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関
する規約（平成２８年岬町告示第２４号）の一部を次のように改正する。

第１条第７号を次のように改める。

(7) 都市緑地法に基づく緑地保全地域における行為の規制等の基準策
定、特別緑地保全地区内の土地の買入れ・管理等

附 則

この規約は、令和７年７月１日から施行する。